

○西南学院大学障がいのある学生に係る合理的配慮の提供に関する規程

2024年1月23日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、西南学院大学（以下「本学」という。）に在籍する障がいのある学生が不当な差別的取扱いを受けることなく、障がいのない学生と等しく修学できる機会が与えられ、かつ、主体的に学べるよう、必要かつ合理的な配慮を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義及び支援範囲)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「障がいのある学生」とは、本学に所属する学部生、大学院生等であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」という。）がある者であり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2)「合理的配慮」とは、障がいのある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有及び行使することを確保するために、大学が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、大学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、大学に対して、体制面及び財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。なお、「大学に対して、体制面及び財政面において、均衡を失した又は過度の負担」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 単位認定基準及び卒業要件の緩和等、教育に関わる本質的な変更を伴うもの
 - ② 物理的及び技術的制約並びに財政面及び管理面での過度の負担を伴うもの
 - ③ 個人的な装置及びサービスの提供、教育とは直接に関係しない生活支援等
- (3)「不当な差別的取扱い」とは、本学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。なお、不当な差別的取扱いには、合理的配慮を提供しないことを含む。

(西南学院大学合理的配慮の提供における検討委員会)

第3条 障がいのある学生に対し、修学場面等における合理的配慮の提供内容を決定するため、学生部会議の下に、西南学院大学合理的配慮の提供における検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める西南学院大学合理的配慮の提供における検討委員会規程（2024年1月23日）による。

(申請手続)

第 4 条 障がいのある学生が合理的配慮の提供を希望する場合は、次に掲げる書類を学生課に提出しなければならない。なお、申請は、随時受け付ける。

- (1) 配慮申請書
- (2) 根拠資料（障害者手帳、医師の診断書等）
- (3) その他必要な書類

2 障がい学生支援コーディネーターは、前項の書類を提出した学生と面談を通じて障がいの特性、希望する配慮内容等についてアセスメントを行い、配慮計画案を作成する。

(合理的配慮の提供内容の決定手順)

第 5 条 合理的配慮の提供内容は、検討委員会において配慮計画案を基に協議の上、決定する。

2 学生主任は、障がいのある学生が受講する科目担当教員へ決定された合理的配慮の提供内容について、同意の可否を確認する。なお、同意を得られない場合は、学生主任、学生課員（障がい学生支援コーディネーターを含む。）等が障がいのある学生及び科目担当教員の双方と建設的対話を重ね、双方の合意を得るよう協議を行う。

3 合理的配慮の提供内容の決定後も、障がい学生支援コーディネーターは、障がいのある学生に対し、合理的配慮の提供内容について定期的にモニタリングを行う。

(相談体制等の整備)

第 6 条 障がいのある学生及び保証人、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止に的確に応じるための窓口は、学生支援部学生課とする。

(西南学院大学合理的配慮の提供における調停委員会)

第 7 条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の解決を図るための組織として、西南学院大学合理的配慮の提供における調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（教育・研究担当）
- (2) 教務部長
- (3) 大学事務長
- (4) 教育支援部事務部長
- (5) 主に身体障がいについて専門的知識を有する者 1名
- (6) 主に精神障がいについて専門的知識を有する者 1名
- (7) 弁護士

2 委員長は、副学長（教育・研究担当）がこれにあたる。ただし、委員長に事故があるときは、構成員の互選によってこれを定める。

3 調停委員会は、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第 8 条 障がいのある学生の支援者は、支援の過程で知り得た障がいのある学生の個人情報（障がいの特性、相談の内容等を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示又は提供が必要なときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

- (1) 西南学院個人情報保護規程（2005(平成 17)年 3 月 15 日）第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 障がいのある学生への連携支援を行うために本学が必要と判断した場合。この場合において、集団守秘義務を十分に遵守した上で、支援者間で個人情報の共有を行うことができる。

(所管部署)

第 9 条 この規程に関する事務は、学生支援部学生課の所管とする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、検討委員会の議を経て、部長会議が行う。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。